

舞鶴市における包括的連携・協力に関する協定書

この協定書(以下「本協定」という)は、舞鶴市、株セールスフォース・ドットコム、インフォニック㈱、及び近畿職業能力開発大学校附属 京都職業能力開発短期大学校(以下それぞれを「各当事者」といい、併せて「全当事者」という)間で、末尾記載の締結日(各当事者の最終記名捺印日とし、以下「本締結日」という)付で締結され、同日付で効力を生じる。

(目的)

第1条 本協定は、各当事者が、それぞれの資源を活用して第2条に定める包括的な連携・協力をすることにより、舞鶴市を拠点に世界最先端のIT教育環境を整備し、IT人材を育成するとともに、舞鶴市に在住しながらWebを通じて活躍できる雇用機会を創出することで、ITの力で継続的な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 各当事者は、IT人材の育成と雇用機会の創出、IT教育環境の整備、クラウドコンピューティング技術の活用の諸分野につき、それぞれが有する資源を活用し、舞鶴市における組織的かつ効果的な取り組みを行うため、次の事項について連携・協力をする。連携・協力の細目その他の事項については、各当事者が協議して別途書面にて定める。

- (1) IT人材の育成及び雇用機会の創出に関する事項
- (2) ITを活用した地域経済の活性化に関する事項
- (3) ITを活用した地域課題の解決に関する事項
- (4) その他前条の目的に沿った諸課題に関する事項

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、本締結日から令和4年3月31日までとし、自動更新しないものとする。

(非拘束)

第4条 本協定は、本締結日における全当事者の基本的理解を確認するものにすぎず、各当事者間にいかなる権利義務関係その他の法的拘束力を生じさせるものではない。各当事者は、第1条に定める目的又は第2条に定める連携・協力が達成されなかった場合でも、いかなる責任も負わないものとする。

2 本協定は、各当事者の製品又はサービスの購入、利用その他について定めた既存の契約に優先したり、それらを変更したりするものではない。

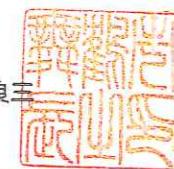
3 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度全当事者間で誠実に協議する。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、各当事者記名捺印の上、各々1通を保有する。

締結日:令和3年5月28日

舞鶴市
舞鶴市長

多々見 良三



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部
近畿職業能力開発大学校附属 京都職業能力開発短期大学校
校長 前田 晃穂

インフォニック株式会社
代表取締役社長

前地 宏

株式会社セールスフォース・ドットコム
代表取締役会長兼社長 小出 伸一



舞鶴市における包括的連携・協力に関する協定調印に係る立会署名

ここに、舞鶴市における包括的連携・協力に関する協定を締結したことを確認した。

令和3年5月28日

舞鶴市

舞鶴市長

多々見 良三

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部

近畿職業能力開発大学校附属 京都職業能力開発短期大学校

校長

前田 晃穂

インフォニック株式会社

代表取締役社長

前地 宏

株式会社セールスフォース・ドットコム

常務執行役員

田村 美里